



「ハッピー！  
パートナー企業」  
になりませんか！



## ハッピー・パートナー企業の取組

男女が共に働きやすい職場環境づくり

仕事と家庭・その他の活動の両立支援

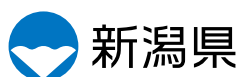
女性の能力を活かすための取組

- 仕事の効率化
- 創造性の向上
- 時間管理能力の向上
- 経費の削減
- 優秀な人材の確保・定着
- 多様な人材の活用
- 仕事への満足度と意欲の向上
- 心身の健康保持・増進

企業の  
発展



新潟県はハッピー・パートナー企業を応援しています。



# ハッピー・パートナー企業になるには

新潟県では、男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業を「ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)」として登録し、その取組を支援しています。



## 対象

新潟県内に活動拠点を有し、事業活動を行う企業、法人、団体

## 登録要件

次のような取組を行っている、または行う意欲がある企業

- 働き方を見直し、男女が共に働きやすい職場環境づくりの取組
- 男女共に仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組
- 女性の能力を活かすための取組

## 手続き

### ①登録応募用紙で取組項目を確認します。

「ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録応募用紙」に記載の全19項目のうち、10項目以上にチェックが入れば応募できます。  
(「登録応募用紙」は県庁ホームページからもダウンロードできます。)

### ②男女共同参画推進者を選任します。(「登録応募用紙」に氏名等記載願います。)

企業内における取組を推進する男女共同参画推進者を選任ください。  
ハッピー・パートナー企業に関する窓口役、企業内での取組の推進役として対応をお願いします。

### ③登録応募用紙に必要事項を記載し提出します。

「登録応募用紙」に必要事項を記入のうえ、就業規則(写し等)と会社概要(パンフレット等)を添えて、新潟県男女平等社会推進課に郵送または持参で提出します。

## 審査・登録

県で審査をし、登録手続きを行います。(概ね一週間程度)

登録企業には、登録証を発行します。

登録にかかる費用はありません。



登録証見本

# ハッピー・パートナー企業になったら

## 従業員への周知

ハッピー・パートナー企業として社内の意識が高まり、従業員は自ら働く場への誇りを持つことができます。

## 取組の推進

企業それぞれの実情に応じた取組を進めてください。

## 取組の報告

毎年度末、「取組報告書」により取組の実施状況を報告願います。

「取組報告書」は、当該年度に実施した取組の内容を記入し、「登録応募用紙」と同じ内容の項目にチェックいただくものです。

# ハッピー・パートナー企業のメリット

県では、企業の皆様の取組を支援するために様々な施策を展開しています。



メリット

1

**取組推進のためのアドバイザーを無料で派遣します。**

派遣を希望する登録企業と県が相談し、派遣内容とアドバイザーを決定します。

【派遣事例】

- 企業内のハラスメントを防止するための研修講師を派遣
- 企業内のワーク・ライフ・バランスについて理解を深め、取組を推進するための講演を実施

メリット

2

**登録企業の交流会等に参加できます。**

毎年、登録企業が任意で参加できる企業交流会議を開催しています。

【過去の開催実績】

- ・ハッピー・パートナー企業による取組事例発表とワークショップ
- ・経営者層を対象にした専門家による講演会
- ・女性従業員のスキルアップを目的としたセミナーの開催や参加者同士の交流会 等

メリット

3

**県のホームページや各種広報等によりPRします。**

- ・県のホームページや広報紙などで、企業名や取組などを広く紹介します。県のホームページから貴社ホームページへのダイレクトリンクが可能です。
- ・ハッピー・パートナー企業取組事例集を作成し、県内市町村や大学(短大)、専門学校、高校、ハローワークなどのほか、就職関係イベントでも配布しています。

メリット

4

**参考資料・情報を提供します。**

男女共同参画に関する県や国、市町村の情報を掲載した当課の広報紙「ふれ愛ほっとらいん」や登録企業の取組を紹介した「ハッピー・パートナー企業取組事例集」をお送りします。

メリット

5

**ハローワークの求人票でPRできます。**

ハローワークの求人票にハッピー・パートナー企業であることを記載できます。

メリット

6

**シンボルマークを自由に利用できます。**

企業PRとしてシンボルマークをホームページや会社案内、名刺等に利用できます。ご希望によりシンボルマークプレートの購入(有料)もできます。



メリット

7

**新潟県建設工事入札参加資格審査の加点要件があります。**

ハッピー・パートナー企業の登録に加え、一定の取組要件を満たすと各5点が加算されます。

新潟県の建設工事で総合評価方式を適用する場合、登録実績が評価項目となります。

※ 詳細は、県のホームページをご覧ください。

メリット

8

**一定の条件を満たすと、県が発注する物品調達等において、優遇が受けられます。**

- ・県で少額随意契約を行う場合、契約の相手方とするよう努めます。
- ・指名競争入札(物品の購入又は物品の製造の請負契約に限る)を実施する場合、指名業者に追加選定するよう努めます。

メリット

9

**ハッピー・パートナー企業を対象とした金融機関の融資制度があります。**

※ 詳細は、県のホームページをご覧ください。



# 登録に関する

## Q & A

**Q.** 応募の期限はありますか？

**A.** 応募は随時受け付けていますので、いつでも応募できます。

**Q.** 本社が県外ですが応募できますか？

**A.** 県内に本店がなくても、支店や営業所などがあれば応募できます。

**Q.** 女性のいない小規模の会社ですが応募できますか？

**A.** 登録要件を満たしていれば、男女数、規模、業種を問わず応募できます。

**Q.** 「就業規則」を定めていないのですが応募できますか？

**A.** 「就業規則」を確認させていただくので、応募の際は、必要となります。

**Q.** 応募は電子メールでもできますか？

**A.** 電子メールではできません。県の男女平等社会推進課あてに郵送または持参してください。なお、「登録応募用紙」の電子データ(PDFファイル、Excelファイル)は、県庁ホームページからダウンロードすることができます。

**Q.** 登録に有効期限はありますか？

**A.** 登録に有効期限はありません。更新手続きも不要です。ただし、「ハッピー・パートナー企業」として相応しくない行為など、登録を継続することが適当でないと判断される場合は、登録を抹消することがあります。

**Q.** 登録要件にあるすべての取組を実施しなければいけないのですか？

**A.** 「登録応募用紙」の取組項目のうち、現在実施している、又は、今後実施を予定しているものが、全19項目中10項目以上あることを登録の基準にしています(労働基準法などの関係法令遵守の3項目については全て実施していることが必要です)。登録後は、企業それぞれの実情に応じて取組を進めてください。



新潟県



<シンボルマークについて>  
ハッピー・パートナーの頭文字「H」と「P」を擬人化し、握手する姿で男女が対等な立場で協力し合う理念を表すと共に、両者の笑顔で職場環境への満足感を表現しています。

応募・問合せ先

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL:025-280-5142 FAX:025-280-5166

E-mail [ngt030130@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt030130@pref.niigata.lg.jp)

ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/danjobyodo/>

ハッピー・パートナー企業

検索